

太平洋クロマグロを取り扱う事業者のみなさまへ

(流通事業者、輸出事業者及び養殖業者)

令和8年4月1日から、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）が特定第一種第二号水産動植物等に指定され、情報伝達等が義務付けられます。当該魚種を販売する場合、事前に行政庁へ届出を行う必要があります。また、取引時には情報の伝達、取引記録の保存が義務付けられます。

届出なしの販売等や情報伝達等の義務に違反する行為は、50万円以下の罰金に科せられ場合があります。

1 届出について

届出※¹は、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）でかつ、解体まで※²を販売する事業者が対象となります。

※1 あわび、なまこ、うなぎの稚魚で届出済みの事業者は不要

※2 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスを対象

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（※届出に必ず必要です）
- (2) 代理人が届出を行う場合は委任状等

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者(事務所等が広島県にのみにある事業者)	広島県（農林水産局水産課）
広域事業者(事務所等が複数の都道府県にある事業者)	国（農林水産省）

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行ってください。行政庁が受理後、届出者へ事業者割振り番号が通知されます。

なお、eMAFFでの届出が困難である場合、書面で届出を行ってください。

5 情報伝達と取引記録の作成・保存

天然クロマグロの場合、名称、船舶等の名称、個体の重量及び陸揚げ日、養殖クロマグロは、名称、養殖である旨、養殖業者名、産地名及び出荷日をそれぞれ販売先へ伝達。また、取引記録を作成し、3年間保存。

※裏面に取引記録の作成・保存事項について記載していますので、参考にしてください。

○ 天然クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達			取引記録の作成・保存		
	伝票	タグ等		伝票	タグ等	
		タグ等取付者	タグ等受取者		タグ等取付者	タグ等受取者
名称	○	—	—	○	○	○
漁船名等	○	—	—	○	○	○
産地重量	○	—	—	○	○	○
陸揚げ日	○	—	—	○	○	○
販売時重量	—	—	—	○	○	○
販売日（引渡日）	—	—	—	○	○	○
販売先（引渡先）	—	—	—	○	○	○
タグ等番号	—	○	○	—	○	○

○ 養殖クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達		取引記録の作成・保存					
			養殖業者				養殖業者以降	
	タグ等	伝票	タグ等		伝票		タグ等	伝票
			天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗	天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗		
名称	—	○	○	○	○	○	○	○
養殖ものである旨	—	○	○	○	○	○	○	○
販売重量	—	—	○	○	○	○	○	○
販売日（引渡日）	—	—	○	○	○	○	○	○
販売先（引渡先）	—	—	○	○	○	○	○	○
養殖業者	—	○	○	○	○	○	—	○
産地名（養殖場の地名）	—	○	○	○	○	○	—	○
池入れ日	—	—	○	—	○	—	—	—
TAC報告の重量	—	—	○	—	○	—	—	—
出荷日	—	—	○	○	○	○	—	○
箱番号又はタグ等番号	○	—	○	○	—	—	○	—

お問い合わせ及び届出先

農林水産局水産課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話番号：082-513-3618
ファックス：082-227-1579

◆ 制度の詳細については国のホームページをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



で検索

